

委 託 契 約 書 (案)

委託者 長野県知事 阿部 守一 (以下「委託者」という。) と受託者 ●●●● (以下「受託者」という。) は、次の条項により、令和6年度温暖化対策計画書制度支援等業務に関する委託契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 令和6年度温暖化対策計画書制度支援等業務
- (2) 業務の内容 令和6年度温暖化対策計画書制度支援等業務委託仕様書 (以下「仕様書」という。) のとおり。

(履行期間)

第3条 委託業務の履行期間は、契約締結の日から令和7年3月17日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、
円とする。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、
円)

(契約保証金)

- 第5条 受託者は、契約保証金
円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。
- 2 受託者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。
 - 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

契約保証金を免除する場合

(契約保証金)

第5条 契約保証金は
円とし、その納付は免除する。ただし受託者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

(委託業務の処理方法等)

- 第6条 受託者は、この契約に定めるほか、仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。
- 2 受託者は、仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
 - 3 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(業務等の報告及び検査)

第7条 受託者は、委託業務完了日の翌日から起算して10日以内又は令和7年3月17日のいずれか早い日までに、委託業務完了報告書 (様式第1号) に仕様書に定める必要な書類等を添えて、委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の完了報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に要する費用は受託者の負担とする。

（委託料の支払）

- 第8条 委託者は、第7条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書（様式第2号）を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

（前払金）

- 第9条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前払金を、前払請求書（様式第2号）により委託者に請求することができるものとする。
- 2 委託者は、受託者から前項の規定による適法な前払請求書を受領したときは、その日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

（危険負担）

- 第10条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

（契約不適合責任）

- 第11条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

（権利義務の譲渡、承継）

- 第12条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（一括再委託等の禁止）

- 第13条 受託者は、委託業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
 - 3 委託者は、受託者に対し、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（契約内容の変更）

- 第14条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。
- 2 前項の場合、必要があると認められるときは、委託者と受託者協議の上、委託料、履行期間その他の

契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著作権)

第15条 この契約により生じる著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は委託者に帰属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、委託者は、受託者がそれらを利用し成果物に類似した製品を作成することを妨げない。この場合、委託者はかかる権利留保物についての当該権利の非独占的使用権を取得する。ただし、委託者は受託者の承諾を得ない限り、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与し、若しくは担保権の目的としてはならない。

3 受託者は、第1項の規定により委託者に帰属することとなる著作権に関する著作人格権を行使せず、また、受託者の従業員又は受託者等がこれらの権利を有する場合には、これらの者が著作人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

4 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

(契約解除)

第16条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けた場合。

(3) 前2号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による契約解除)

第16条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第16条の3 委託者は、この契約の受託者及び第13条第2項の規定により業務の一部を委任し、又は請け負わせた者（その者以降の全ての一部再受託者を含む。以下「受託者等」という。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第17条 受託者は、その責に帰すべき理由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに完了報告書等を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業

務を完了した日又は完了報告書等を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第11条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第16条から第16条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

- 第18条 受託者は、第16条の2各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第19条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等の委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 - 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
 - 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

- 第20条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

- 第21条 受託者等は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第22条 受託者等は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

(疑義の解決)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(A) この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(B) この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を作成する場合、(B) は電子契約を行う場合に使用する。

令和6年 月 日

委託者 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県知事 阿部 守一 印

受託者

印

(別紙)

個人情報取扱注意事項

- 第1 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 第2 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 受託者等は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 第3 受託者等は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。
- 第4 受託者等は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者を定めて書面により、委託者に通知しなければならない。
- 2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。
- 第5 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。
- 2 受託者等は、使用者に対して、第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。
- 3 受託者等は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。
- 第6 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。
- 第7 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第8 受託者等は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）を、業務完了後速やかに委託者に返還又は消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。
- 第9 委託者は、定期的又は必要と認めたとき、受託者等の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は受託者等に対して報告を求めることができる。
- 第10 受託者等は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- 第11 委託者は、受託者等が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、委託者と受託者等と協議の上、別に定める。

(様式第1号)

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住所

法人名

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和6年度温暖化対策計画書制度支援等業務について、委託契約書第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 業務名 令和6年度温暖化対策計画書制度支援等業務

2 業務箇所 県内全域

3 履行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 契約金額 円

5 業務完了年月日 令和 年 月 日

6 提出書類及び部数

(様式第2号)

支 払 (前 払) 請 求 書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

法人名

代表者職・氏名

印

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した令和6年度温暖化対策計画書制度支援等業務の委託料について、委託契約書第8条(第9条)の規定により下記のとおり請求します。

記

委託料	前払済額	(前払)請求額	残 額
A	B	C	A-B-C
円	円	円	円

【振込先】

金融機関名		支店名	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			